

青梅市選挙管理委員会告示第5号

青梅市選挙執行規程の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

青梅市選挙管理委員会

青梅市選挙執行規程の一部改正について

青梅市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第108条中「請求）」の次に「第1項」を加え、「関係人の出頭及び」を「関係人の出頭および」に、「様式第43号」を「および様式第43号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次の各号のいずれかの方法により当該事項を提供することができるものとする。

(1) 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送し、または持参する方法

(2) 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用にかかる電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、委員会に送信する方法

様式第42号中「印鑑および」を削り、「青梅市管理委員会」を「青梅市選挙管理委員会」に改める。

様式第43号中「@」を削る。

付 則

この規程は、告示の日から施行する。